

令和 6 年度（2024 年度）北海道原子力防災総合訓練の実施結果について

令和 7 年（2025 年）1 月
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

1. 訓練日時

令和 6 年（2024 年）10 月 31 日（木）8：30～15：30

2. 主催

北海道、泊村、共和町、岩内町、神恵内村、寿都町、蘭越町、ニセコ町、倶知安町、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村（道及び 13 町村）

3. 参加機関

避難先など 23 市町村、内閣府、北海道電力(株)、陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道開発局、札幌管区気象台、北海道警察、消防機関、(公社)北海道トラック協会、(一社)北海道バス協会、(一社)北海道建設業協会ほか（368 機関）

4. 訓練想定

- 後志地方西部を震源とする最大震度 6 強の地震が発生。
- 地震後、北海道電力(株)泊発電所 3 号機において、原子炉の一次冷却材が漏えいし、原子炉の冷却が不能となったことにより、原子力災害が発生。

5. 訓練結果（主なもの）

(1) 意思決定訓練

項目	主な実施内容
■ オフサイトセンター運営訓練	○ 関係機関の要員が参集し、防護措置の検討・調整を実施 [国、自治体、実動組織など 計 30 機関 238 人]
■ 災害対策本部等運営訓練	○ 道、町村の災害対策本部の設置・運営を実施

(2) 実動訓練

項目	主な実施内容																														
■ 住民避難等訓練 参加人数合計 8,578 人 [避難 473 人 ・屋内退避 8,105 人]	○ バス等による避難等を実施 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>町村名</th> <th>避難者数（屋内退避者数）</th> <th>避難方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">PAZ</td> <td>泊村</td> <td>131（0）</td> <td>バス 7 台、普通車両 4 台、福祉車両 2 台</td> </tr> <tr> <td>共和町</td> <td>59（80）</td> <td>バス 3 台、普通車両 4 台、福祉車両 1 台</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">UPZ</td> <td>共和町</td> <td>33（440）</td> <td>バス 2 台、福祉車両 2 台</td> </tr> <tr> <td>倶知安町</td> <td>26（3,317）</td> <td>バス 1 台、装甲車 1 台</td> </tr> <tr> <td>仁木町</td> <td>102（670）</td> <td>バス 5 台、福祉車両 5 台、ヘリコプター 2 機</td> </tr> <tr> <td>赤井川村</td> <td>116（6）</td> <td>バス 4 台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>6（3,592）</td> <td>普通車両 2 台</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>473（8,105）</td> <td>バス 22 台、普通車両 10 台、福祉車両 10 台、ヘリコプター 2 機、装甲車 1 台</td> </tr> </tbody> </table>	区分	町村名	避難者数（屋内退避者数）	避難方法	PAZ	泊村	131（0）	バス 7 台、普通車両 4 台、福祉車両 2 台	共和町	59（80）	バス 3 台、普通車両 4 台、福祉車両 1 台	UPZ	共和町	33（440）	バス 2 台、福祉車両 2 台	倶知安町	26（3,317）	バス 1 台、装甲車 1 台	仁木町	102（670）	バス 5 台、福祉車両 5 台、ヘリコプター 2 機	赤井川村	116（6）	バス 4 台	その他	6（3,592）	普通車両 2 台	合計	473（8,105）	バス 22 台、普通車両 10 台、福祉車両 10 台、ヘリコプター 2 機、装甲車 1 台
区分	町村名	避難者数（屋内退避者数）	避難方法																												
PAZ	泊村	131（0）	バス 7 台、普通車両 4 台、福祉車両 2 台																												
	共和町	59（80）	バス 3 台、普通車両 4 台、福祉車両 1 台																												
UPZ	共和町	33（440）	バス 2 台、福祉車両 2 台																												
	倶知安町	26（3,317）	バス 1 台、装甲車 1 台																												
	仁木町	102（670）	バス 5 台、福祉車両 5 台、ヘリコプター 2 機																												
	赤井川村	116（6）	バス 4 台																												
その他	6（3,592）	普通車両 2 台																													
合計	473（8,105）	バス 22 台、普通車両 10 台、福祉車両 10 台、ヘリコプター 2 機、装甲車 1 台																													
孤立地域を想定した避難	○ 実動組織による孤立地域からの住民の救出救助 [倶知安町、仁木町] ○ ドローンを活用した住民広報・土砂災害状況確認 [倶知安町] ○ 衛星インターネット機器 (Starlink) の設置・展開 [倶知安町] ○ 避難道路の啓開 [倶知安町]																														
避難経路から迂回路への緊急誘導	○ 避難経路が通行不可となった場合を想定した迂回路への緊急交通誘導（一部ブラインド方式による実施）[共和町車両を真狩村内で誘導]																														
避難所・放射線防護施設等の開設・運営	○ 避難所の開設・運営と物資の緊急輸送 [倶知安町] ○ 放射線防護施設損壊に伴う要配慮者の移転 [共和町]																														
要配慮者避難等	○ 社会福祉施設や学校などへの通報連絡及び避難 [13 町村] ○ 在宅要配慮者の放射線防護施設への屋内退避 [共和町]																														
■ 原子力災害医療活動訓練	○ 避難退城時検査及び簡易除染（多言語による外国人住民も実施）[赤井川村] ○ 安定ヨウ素剤（模擬）の緊急配布 [共和町、倶知安町、仁木町、赤井川村] ○ 被ばく傷病者の医療機関への搬送と受入病院での除染措置 [岩内町、札幌市]																														
■ 緊急時環境放射線モニタリング訓練	○ 重点区域内におけるモニタリング活動																														

※数値はいずれも速報値

6. 今後の対応

訓練に参加した住民の方々に対するアンケート調査、防災関係機関に対する事後調査等を通じて課題等を整理し、訓練報告書を取りまとめるとともに、今後の防災対策や訓練に反映していく。

令和 6 年度（2024 年度）原子力防災要素訓練の実施について

令和 7 年（2025 年）1 月
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課**1 訓練の目的**

積丹半島において厳冬期に原子力災害が発生した状況を想定し、関係機関と連携し、防護措置に係る対応手順などを確認するとともに、地域住民の防災意識の高揚や防災対策に関する理解促進を図る。

2 主 催

北海道、積丹町

3 実施日

令和 7 年（2025 年）2 月 13 日（木）

4 場 所

積丹町内、北海道原子力防災センター（共和町）

5 参加機関

UPZ 内 12 町村、泊原子力規制事務所、北海道警察、陸上自衛隊、第一管区海上保安本部、北後志消防組合、北海道開発局、小樽建設協会、北海道電力㈱ほか

6 訓練想定

後志地方を震源とする最大震度 6 弱の地震が発生。積丹町が雪崩による道路寸断により孤立するとともに、北海道電力㈱泊発電所 3 号機において、設備故障により原子炉の冷却が不能となり、原子力災害に至る。

7 訓練内容（予定）

能登半島地震の教訓を踏まえ、道路寸断により孤立した状況下における屋内退避や物資供給などの対応手順を確認する。

項 目	主 な 内 容
避難所開設運営訓練	放射線防護機能を有するエアテントを設置
孤立地域からの救出訓練	道消防防災ヘリコプターによる要配慮者の救出
物資緊急輸送訓練	実動組織による物資供給
災対本部運営訓練	積丹町災対本部での意思決定やテレビ会議システムによる対応協議
要員参集・通信連絡訓練	関係町村や関係機関の要員がオフサイトセンターに緊急参集し、通信連絡を実施

8 その他

訓練参加者及び関係機関に対する事後調査等により、課題等を把握・整理する。

北海道地域防災計画(原子力防災計画編)の修正の概要について

令和7年(2025年)1月
北海道総務部危機対策局原子力安全対策課

1. 計画修正の趣旨

- ・北海道地域防災計画は、災害対策基本法や国の防災基本計画等に基づき作成している。
- ・今般、「令和6年能登半島地震」を踏まえた道の自己点検や、国の原子力災害対策指針の改正等を踏まえ、「原子力防災計画編」について所要の修正を行う。

2. 計画修正日

令和7年(2025年)1月14日

3. 主な修正の概要

(1)「令和6年能登半島地震」を踏まえた修正

道の防災計画等の自己点検や、国の災害応急対策の検証結果等を踏まえ、次のとおり修正。

- ・インターネット上の偽情報・誤情報の流通・拡散の状況を把握しつつ、住民等が的確な情報を入手するための注意喚起を図ることを追加。(第3章第3節2(4))
- ・住民への避難指示など情報を伝達する手段として無人航空機を追加。(第3章第3節3)
- ・避難経路が道路寸断等で通行できない場合には、道が道路の通行状況を把握した上で関係町村と共有し、各町村は安全な通行が可能な経路を住民等に周知することを明文化。(第3章第5節1(2))
- ・自然災害等により家屋が損壊等をし屋内退避が困難となった場合に利用する場所として、避難所のほか、放射線防護施設を明文化。(第3章第5節1(4))
- ・自然災害等により放射線防護施設等が損壊等をし当該施設等で屋内退避が困難となった場合には、町村内の他の放射線防護施設のほか、道の調整により隣接する市町村の避難所等で屋内退避することを明文化。(第3章第5節1(6))
- ・道路啓開における電気設備の損壊に対応する関係機関として、北海道電力株式会社を明文化。(第3章第8節1(3))

※ 物資備蓄や応援・受援体制整備など、原子力災害を含む災害対策全般に共通する修正は、防災計画本編の修正手続きで実施。

(2)『原子力災害対策指針』の改正等を踏まえた修正

- ・原子力被災者自治体支援チームとの連携について追加。(第3章第2節4(9))
- ・緊急事態区分を判断するEALを修正。(別添1)

(3) その他

- ・指定公共機関に「楽天モバイル株式会社」を追加。(第1章第7節8)
- ・高度被ばく医療支援センターに「福井大学」を追加。(第3章第7節1(4))
- ・観光業における風評被害等の影響を軽減するため広報活動を行うことを追加。(第4章第9節)
- ・機構改正に伴う修正、その他記載の整理・統一 等